

414  
A 2620  
1

大臣

秘

本法適用範圍

未定稿

一 本法ハ小工場ニ適用セス人負五十名以上使役スル比較的大工場

ニ適用セントス

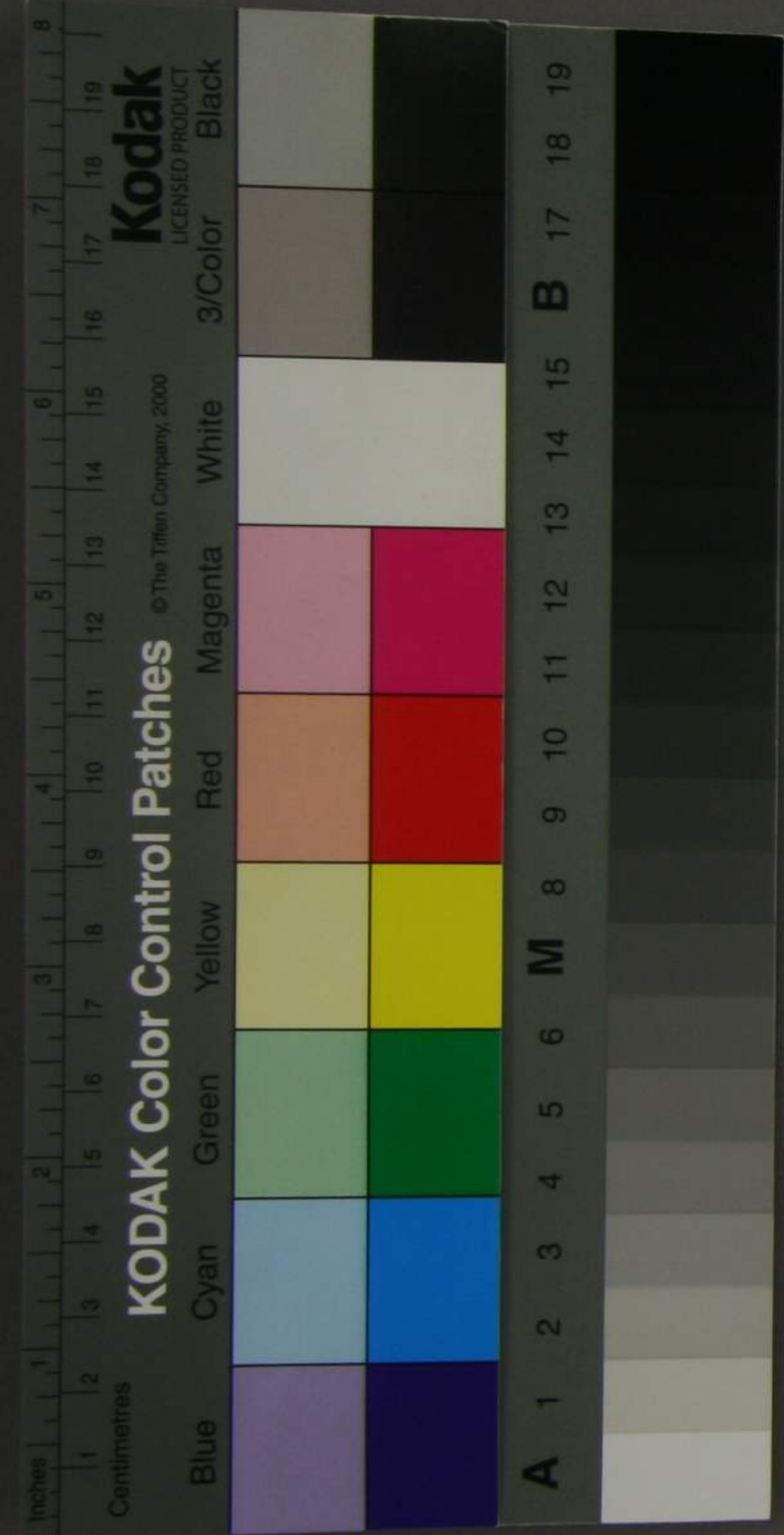
官設工場ニモ適用ス

労働時間

一 概不滿ノ幼者ハ身体ノ發育及強制教育主義ノ關係上ヨリ職エトシテ使役スルヲ禁セリ但父母ニ伴隨シテ工場内ニ在ルモノハ此限ニアラス

二十五歳未滿ノ幼工モ亦同上ノ理由ニ依リ八時間以上ノ使役及夜業ヲ禁セリ

三 一般職工ニ對シテハ職工ノ意思ニ反シテ十二時間以上ノ労働ヲ強制スルコトヲ得ス又一日三十分以上及一月二日以上ノ休暇ヲ與フキヲ命セリ



### 職工扶助

一職工業務上負傷又は死亡シタルトキハ相當ノ手当又ハ埋葬料遺族扶助金ヲ支給スルキ義務ヲ規定セリ

### 職工雇入

一職工雇傭契約ノ年期長キニ失ルル労働ノ自由ヲ害シ職工横奪ノ原因トナルヲ以テ普通之ヲ二年ト定メ特別ノ場合ニ於テモ三年ヲ超エサルコトナセリ

二職工横奪ヲ防ク為メ職工ハ必ズ職工証ヲ所持シ工業主ハ必ズ職工名簿ヲ備ヘシメ即チ他ノ工業主ニ於テ解雇ノ証ヲキモハ雇入ルヲ得サルコトナセリ

三職工横奪ヲ防ク為メ他ノ工場ニ於テ雇傭契約中ノ職工タルコトヲ知リテ尚ホ之ヲ雇使セントスル工業主ハ旧工場主對シテ職工ト連帶シテ損害賠償ノ責ニ任セシム

四工業主及職工ハ互ニ解約ヲ申出ヅルコトヲ得、キ場合ヲ規定シ以テ可成對等ノ權利ヲ與、且ツ同盟罷工等ノ原因トナルキ紛議ヲ豫防セリ

### 工場ノ設置

一職工五十名以上ヲ使役スル工場汽罐ヲ裝置スル工場及危險ナル公眾ノ為メ著シキ妨害トナルキ工場ノ設置ハ地方長官ニ出願シテ認可ヲ受ケシムルコトナセリ

### 監督官

一中央及地方ノ二種ニ別テ地方監督官ハ警務部長及警察署長ヲ以テ之ニ充テ中央監督官ハ之ヲ監督スルモノト定メタリ

二工業主及職工間ノ紛争ハ急速ニ処決スルノ必要アルヲ以テ普通裁判ノ手續ニ依ラズ概テ直ニ所轄工場監督官即チ所轄警察署長ニ出訴ヒシメ其裁定ニ不服ナル場合ニ於テ

始テ司法裁判所ニ出訴スルコトヲ得ルモノトセリ  
三奉法違反者ニ科スル過料ノ如キモ所轄工場監督官ノ  
命令ヲ以テ之ヲ科スルモ亦前同主意ナリ

大臣

秋

114  
A 2620  
2

第一章 總則

第一條 本法ハ五十名以上徒弟職工ヲ使役スル工場ニ適  
用ス

第二條 本法ニ於テ職工ト称スルハ職業トシテ工場内ニ  
於テ労働ニ従事スル者ヲ謂フ

第二章 工業主及職工

第三條 十歳未満ノ幼者ハ職工トシテ使役スルヲ得ス

第四條 十五歳未満ノ職工ハ一日八時間ヲ超、又ハ夜業  
ニ使役スルコトヲ得ス但必要ナル場合ニ於テハ

時間及ニ期限ヲ定メ所轄工場監督官ノ許可ヲ受  
ケ使役スルコトヲ得

夜業トハ午後九時ヨリ午前五時マテノ使役ヲ謂  
フ

第五條

工業主ハ一日十二時間以上、労働ヲ強フルコトヲ得ス

第六條

職工ニハ一日三十分以上ノ休憩時間ヲ與フヘシ

第七條

職工ニハ一月二日以上ノ休暇ヲ與フヘシ但三

第八條

大節ニハ休業スヘシ  
事業ノ性質又ハ急需ニ依リ休暇ヲ與、又ハ休業

第九條

農商務大臣ハ特ニ危険ノ性質ヲ有シ又ハ健康ニ  
害アル業務其他ノ業務ニ就キ必要ト認ムル場合

第十條

於テハ女工及ヒ十五歳未満ノ職工ノ就役ヲ制  
限又ハ禁止スルコトヲ得

第十一條

産婦ハ分娩後三週間之ヲ使役スルコトヲ得ス

第十二條

工業主ハ工場規則ヲ設ケ地方長官ノ認可ヲ受ク  
レ之ヲ変更シタルトキ亦同シ

工場規則ニ掲クヘキ事項尤ノ如シ

職工試用期間

職工雇入及ヒ解雇方法

休日

職工定時間外ノ労働ニ関スル規程

工業主自己ノ便宜ニ依リ休業シタル場合ニ貸銀

ヲ給スルトキハ其割合

一 貸銀ノ計算及ヒ支拂方法(十五歳未満職工ノ使役

スル場合ニ特ニ之ニ對スル支拂方法)

一 職工賞與ニ関スル規程

一 職工ノ懲戒ニ関スル規程并ニ過怠金ノ使用法

- 一 職工扶助ニ関スル規程
- 一 業務監督者ニ関スル規程
- 一 職工積立金ニ関スル規程
- 一 危害ヲ避クル為メ特ニ設ケタル禁制
- 一 其他必要ナル事項

第十一條

工業主ハ職工ノ衛生風儀ノ維持及ヒ智識ノ開發ニ注意シ相當ノ方法ヲ設クヘシ

第十二條

工業主ハ尤メ場合ニ於テ工場規則ニ定メタル金額ヲ職工ニ給與スヘシ

- 一 職工業務上負傷シタル場合ニ於テ療養費及ヒ療養中賃銀ニ相當スル日當
- 一 前項ノ負傷ニ依リ痼疾トナリタル場合ニ於テハ扶助金

第十三條

前條ノ場合ニ於テ危害ノ原因自己ノ故意ニ出ルモノ危害ヲ避クル為メ特ニ設ケタル禁制ニ違反シタルニ出ルモノ及ヒ第三者ノ故意又ハ天災ニ出ルモノハ救恤ノ限リニ非ス

第十四條

工業主ハ工場規則ニ違背スル事項ヲ契約スルヲ得ス明示ノ契約ナキトキハ現行工場規則ノ規定ニ依リ職工ノ雇傭契約ハ契約後二年ヲ経過シタルトキハ何時ニテモ當事者ノ一方ニ於テ解除スルヲ得但シ未タ何レノ工場ニ於テモ職工トナラザレバ者ノ場合ニ於テハ契約後三年トス

第十五條

前項ノ場合ニ於テハ十五日以前ニ解約ノ豫告ヲナスコト  
ヲ要ス

第十六條

工業主ハ職工名簿ヲ備、置キ氏名年齢今籍事務  
雇入及ビ解雇ノ年月日ヲ記入スヘシ

第十七條

職工ハ職工証ヲ所持スヘシ  
職工証ヲ所持セサルモノハ工業主之ヲ雇入ルコトヲ  
得ス

第十八條

職工証ハ原籍又ハ現住地ノ市町村ヨリ無料ニテ下附  
再下付ノ場合ニ於テハ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

第十九條

工業主ハ職工雇入ノ際職工証ニ其雇入ノ年月日  
及ビ雇期限ヲ記入シ之ヲ保管シ解雇ノ際其  
年月日ヲ記入シ之ヲ職工ニ交付スヘシ  
工業主心當ノ理由ナリシレバ職工証ヲ交付セサルトモ

第二十條

職工ハ所轄工場監督官ニ其旨ヲ申出シ此場合  
ニ於テ所轄工場監督官ハ直ニ之レカ處分ヲナス  
ヘシ但處分中假リニ職工ニ証明書ヲ付與スルコ  
トヲ得

工業主ハ尤ノ場合ニ於テ契約期間ニ拘ハラス直ニ解  
約ヲ為スヘトヲ得

一職工自己ノ便宜ニ依リニ週間以上引續キ休業  
シタルトキ

二職工精神上又ハ身体上ノ衰弱ニ依リ就業ニ堪ハルトキ  
三職工不行状其他工場ノ秩序ヲ害スルキ行為アリタル  
トキ

四所轄工場監督官ニ於テ必要ト認メタルトキ

第二十一條

職工ハ尤ノ場合ニ於テ契約期間ニ拘ハラス直ニ解

約ヲ為人コトヲ得

一 工業主自己ノ便宜ニ依リニ週間以上引續キ休業セタ  
ルトキ

二 工業主又ハ業務監督者職工ニ暴行又ハ虐待ヲ  
加ヘタルトキ

三 工業主賃銀ノ支拂ヲ為サルトキ又ハ相當ノ仕事ヲ  
與ヘサルトキ

第廿二條

四 所轄工場監督官ニ於テ必要ト認メタルトキ  
他ノ工場ニ於テ雇傭契約期間内ニシテ執業最  
終日ヨリ一年ヲ経過セサル職工タルヲ知リテ雇使シタ  
ル工業主ハ旧工業主ニ對シテ職工ト連帶シテ損  
害賠償ノ責ニ任ス但此ノ求償權ハ新工業主職  
工雇入ノ日ヨリ起算シ一年ヲ以テ消滅ス

第廿三條

職工長伍長工手其他何等ノ名稱ヲ用エルニ拘ハラス  
職工ノ雇使ニ関スル業務監督者ノ行為ハ工業主  
其責ニ任ス

第三章 工場

第廿四條

工場ヲ建設スル者ハ地方廳ニ領出認可ヲ受クハレ改  
築増築ノ場合亦同シ

前項ノ工事落成シタルトキハ地方廳ニ届出検査ヲ受  
クハレ

第廿五條

工場ニ於テ汽罐ヲ設置セントスルトキハ地方廳ニ届  
出検査ヲ受クハレ

第廿六條

工場ニハ危険ヲ豫防スル為メ及ヒ健康保全ノ為メ  
必要ナル設備ヲ為スハレ  
前項ノ設備ヲ怠リタルトキ又ハ不時ノ原因ニ依リ危険

第廿七條

若クハ妨害ヲ生シ又ハ生スルノ虞アリト認めタルトキハ  
地方長官ハ相当ノ施設方途若クハ事業ノ一部  
又ハ全部ノ停止ヲ命スルコトヲ得  
本章ノ規定ハ左ニ掲クル工場ニモ適用ス  
一 汽罐ヲ装置スルモノ  
二 工場ノ位置或ハ性質ノ為メ特ニ危険ナルカ健  
康ニ害アルカ又ハ公眾ノ為メ著シキ妨害トナ  
ルハキモノ但莫種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 監督

第廿八條

工業主及ヒ業務監督者ハ工場監督官ノ臨檢ヲ拒  
ムコトヲ得ス又其請求ニ應ヒ帳簿ヲ展示シ質問  
ニ應答スルコトヲ得

第廿九條

本法及ヒ本法施行ニ関スル命令違反ノ場合ニ於テ

第卅條

所轄工場監督官其事ノ危急ナルヲ認めタルトキハ工業  
主ニ對シテ臨檢ノ處置ヲ命スルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ工業主直ニ命令ヲ履行セザルトキ  
ハ所轄監督官之ヲ執行シ工業主ヲシテ一切ノ費用ヲ  
負担ヒシムルコトヲ得  
工業主及ヒ職工間ニ於テ工場規則及ヒ雇傭契約ニ  
就キ起リタル争訟ハ所轄工場監督官ノ裁定ヲ受  
クヘシ但此裁定ノ執行ハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス  
前項ノ裁定ニ不服ナル者ハ三十日以内ニ司法裁判所  
ニ出訴スルコトヲ得但前項裁定ノ執行ヲ停止セス  
所轄工場監督官ノ處分ニ不服ナル者ハ地方長官  
ニ訴願シ地方長官ノ裁決又ハ處分ニ不服ナル者  
ハ農商務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第卅一條



第五章 罰則

第廿二條 第七條及第二十四條第一項、違背シタル者ハ五百円以下、過料ニ處ス

第廿三條 第十條及第二十八條ニ違背シタル者ハ貳百円以下、過料ニ處ス

第廿四條 第三條第四條第六條第八條第九條及第六七條ニ違背シタル者ハ百円以下、過料ニ處ス

第廿五條 第十六條ニ違背シタル者ハ拾円以下、過料ニ處ス

第廿六條 第二十四條二項及第二十五條ノ届出ヲ怠リタル者ハ貳円ノ過料ニ處ス

第廿七條 職工証ヲ偽造若クハ変造シタル職工ハ貳拾円以下ノ罰金ニ處ス

第廿八條 他人ノ職工証ヲ行使シタル職工ハ拾円以下ノ罰金ニ處ス

第廿九條 本法ニ違背シタル者ニハ刑法ノ減刑再犯加重及ニ數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

第四十條 過料ハ所轄工場監督官ノ命令ヲ以テ之ヲ科ス但其命令ニ對シテハ即時抗告ヲナスコトヲ得

第四十一條 過料ハ所轄工場監督官ノ命令ニ依リ之ヲ徴収ス其徴収ニ付テハ民事訴訟法第六編ノ規定ヲ準用ス

但此ノ場合ニ於テ工場監督官ノ命令ハ執行文ノ効力ヲ有ス

第四十二條 前條條ノ罰則ハ其ノ各條ニ掲クル所為ヲ為シタル業務担当者ニ之ヲ適用ス

附則

第卅三條 本法ハ第卅五條第廿二條第廿三條及第廿二條但

書ヲ除キ後第ニ準用ス

第四十三條 本法中出願認可及監督ニ関スル規定ハ官設工場

適用セス

第四十四條 職工証ニ関スル規定ヲ適用スルハキ工場及職工種

類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十五條 本法施行ニ必要ナル細則ハ農商務大臣之ヲ定ム

第四十六條 本法ハ明治三十二年一月一日ヨリ施行ス